

おかげさまで 開業17周年 ありがとうございます

地引労務管理事務所

事務所便り 2025年9月号

9月になっても猛暑日が続いて体力的に厳しくなっていますね。まだしばらくは暑さ対策を十分にしておいて熱中症にならないように気を付けなければなりませんね。これからは台風シーズンに入るので、気温だけでなく台風情報もこまめにチェックして日々の予定を立てるのが良いですね。

今月のトピックスにも上げていますが、最低賃金がこれまで以上に上がります。物価高がかなり影響しているかと思いますが、人件費も上がって価格転嫁していけば当然に物価も上昇すると考えられます。2020年代に全国平均1,500円を目標とされているので、あと4年は最低賃金が上がり続けると予想できますが、中小零細企業にとってはかなり厳しいですね。

9月のトピックス

- ・ 令和7年度東京都の最低賃金について
- ・ 雇用調整助成金の不正受給について
- ・ 同一労働同一賃金のガイドラインの改訂について

令和7年度東京都の最低賃金について

東京労働局長から東京地方最低賃金審議会に対し、現行の最低賃金の時間額1,163円を63円引上げ（引上げ率5.42%）で、1,226円に改正することが適当である旨の答申を行いました。これを受けて、東京労働局長は東京都の最低賃金を1,226円と決定しました。10月3日から適用されます。

雇用調整助成金の不正受給について

厚生労働省は、コロナ特例の雇用調整助成金について、2025年6月末時点で不正受給額が約1,044億6,000万円（緊急雇用安定助成金を含む）、支給決定取消件数は4,820件となったとの集計結果を発表しました。コロナ禍における雇調金支給決定額は、約6兆円でした。延滞金を含めた約804億6,000万円が回収済みとなっています。

同一労働同一賃金のガイドラインの改訂について

厚生労働省は、同一労働同一賃金の施行後5年見直しにあわせて検討中のガイドラインの改訂に向けた論点案を労働政策審議会の部会に示しました。非正規労働者の待遇改善をさらに進めるため、待遇差に関する項目について追加・見直しを検討します。追加項目は、退職金、住宅手当、無事故手当、夏季・冬季休暇、家族手当、褒賞等で、見直しを検討する項目は、賞与や病気休暇です。

地引労務管理事務所

東京都小平市美園町 2-21-15-204

E-MAIL: jibiki@jibiro.info

URL: <http://jibiro.info/>

TEL/FAX: 042-343-1363

移動オフィス: 090-2907-3545